

# 工事成績評定要領の改正内容

## [主な改正内容]

### 1. 評価段階の細分化及び評価項目の見直し

従来の5段階評価（3段階）では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があるため、評価段階を細分化し、また、評価項目の内容を見直し、きめ細やかな評価を行います。

○検査員の考査項目【出来形及び出来ばえ（Ⅰ.出来形、Ⅱ.品質）】

5段階評価（a, b, c, d, e） → 7段階評価（a, a', b, b', c, d, e）

○担当課長の考査項目【社会性等（Ⅰ.地域への貢献）】

3段階評価（a, b, c） → 5段階評価（a, a', b, b', c）

○考査項目別運用表の見直し例

- ・監督員【出来形及び出来ばえ（Ⅱ.品質）】 維持工事、修繕工事を追加
- ・検査員【出来形及び出来ばえ（Ⅱ.品質）】 港湾築造工事の評価項目数を大幅に増加

### 2. 「高度技術」を「工事特性」に変更

構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等の該当工事特有の難度の高い条件に対して、適切に対応したことを評価する項目となります。

[1]特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直し

[2]「高度技術」から「工事特性」に名称を変更

[3]より広い視野からの評価とするため、評定者を監督員から担当課長へ変更